

資料編

- 1: 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例
- 2: 社会福祉法, 地域福祉計画(抜粋)
- 3: 成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)
- 4: 第4次計画における主要取組評価一覧
- 5: 市民・事業者アンケートの抜粋
- 6: 宇都宮市社会福祉審議会からの提言
- 7: 策定体制
- 8: 策定経過



1 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例

平成12年3月24日

条例第18号

改正 平成25年3月第25号

平成25年3月第32号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進(第7条—第12条)
- 第3章 市民福祉の増進(第13条—第16条)
- 第4章 公共的施設の整備(第17条—第27条)
- 第5章 公共交通手段及び住環境の整備(第28条・第29条)
- 第6章 委任(第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者及び児童をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが相互に協力及び連携をして、笑顔でことばを交わし、健康でいきいきと暮らせるやさしさをはぐくむ福祉のまちづくり(以下「福祉のまちづくり」という。)を推進し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 公共的施設 病院、劇場、百貨店、ホテル、集会場、公共交通機関の施設、道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第9号に規定する特定道路を除く。)、公園(同法第2条第13号に規定する特定公園施設を除く。)その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの及びこれらに付帯する施設をいう。
- (3) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両及び自動車をいう。

(平25条例25・平25条例32・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市民は、それぞれが相互に協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、地域社会を構成する一員として、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に供するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関する活動、公共的施設の整備その他の福祉のまちづくりの推進について、その自主性を尊重するとともに、必要に応じて支援するよう努めるものとする。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に供するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民、事業者及び市の協力及び連携)

第6条 市民、事業者及び市は、それぞれが相互に協力及び連携をし、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力及び連携をして、福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加ができるよう保健福祉に関する効果的なサービスの提供が図れるものでなければならない。

(意識の高揚)

第8条 市は、市民及び事業者が自主的に福祉のまちづくりに関する活動に取り組むよう意識の高揚に努めるものとする。

(福祉に関する教育の充実)

第9条 市は、高齢者、障害者等に対する思いやりのある福祉の心をはぐくむため、福祉に関する教育の充実に努めるものとする。

(生涯学習の機会の確保)

第10条 市は、高齢者、障害者等が生きがいを持って、豊かな生活を送ることができるよう生涯学習の機会の確保に努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(表彰)

第12条 市長は、福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあると認められる者又は福祉のまちづくりの模範となる優良な事例に係るものに対し、宇都宮市表彰条例(平成12年条例第7号)の規定により、表彰するものとする。

第3章 市民福祉の増進

(健康の保持及び増進)

第13条 市民は、健康に関する意識を高め、自らの健康の保持及び増進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業のために雇用している者の健康の保持及び増進に努めるものとする。

3 市は、市民が健康に関する意識を高め、健康の保持及び増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(児童の健全育成)

第14条 市民は、児童が心身ともに健やかに育つよう子育てに関する家庭環境を整備するとともに、地域における子育ての支援に努めるものとする。

2 事業者は、児童が心身ともに健やかに育つようその事業のために雇用している者の子育て及び地域における子育ての支援に努めるものとする。

3 市は、児童が心身ともに健やかに育ち、幸せな生活が送れるよう必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の確保)

第15条 事業者は、高齢者及び障害者の就業機会の確保に努めるとともに、その雇用する高齢者及び障害者に係る職場環境の整備に努めるものとする。

2 市は、高齢者及び障害者がある意欲と能力に応じて就業する機会が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加及び支援)

第16条 市民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関するボランティア活動を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 公共的施設の整備

(整備基準)

第17条 市長は、公共的施設の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できるよう必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の市長が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定めるものとする。

(整備基準の遵守)

第18条 公共的施設の新設又は改修(建築物にあっては、増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の様式替えをいい、用途の変更を含む。以下同じ。)をしようとする者(改修により、公共的施設に該当することとなる当該施設の改修をしようとする者を含む。)は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できる場合、当該施設における地形、構造等の状況から整備基準による新設又は改修が著しく困難である場合その他これらに準ずる場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(既存の公共的施設の整備)

第19条 この章の規定の施行の際、現に存する公共的施設を所有し、若しくは管理する者、又は現に公共的施設の新設若しくは改修を行っている者は、当該施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持保全)

第20条 整備基準に適合した公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該施設を引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければならない。

(事前協議)

第21条 公共的施設のうち規則で定める種類及び規模に該当する施設(以下「特定施設」という。)の新設又は改修(改修により、特定施設に該当することとなる当該施設の改修を含む。以下同じ。)をしようとする者は、整備基準に係る当該施設の構造及び設備について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の協議(以下「事前協議」という。)は、特定施設の区分に応じ、規則で定める日までに開始しなければならない。

3 市長は、事前協議に係る特定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための措置の確保を図るため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第22条 事前協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第23条 市長は、前条の届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、前条の届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(適合証の交付)

第24条 市長は、前条第1項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していると認めるときは、第22条の届出をした者に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)を交付する。

2 前項に定める場合を除くほか、公共的施設の所有者等は、当該施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、適合証の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の請求があった場合において、当該請求に係る公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付する。

(勧告)

第25条 市長は、第21条第2項の規則で定める日までに事前協議を行わずに特定施設の新設又は改修に着手した者に対して、直ちに当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、事前協議を行った者が当該協議に係る特定施設の新設又は改修を行った場合において、工事の内容が当該協議と異なり、かつ、当該施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該協議の内容に従った工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第26条 前条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、宇都宮市行政手続条例(平成8年条例第41号)第35条の規定により、その事実等を公表するものとする。

(立入調査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該施設若しくはその工事現場に立ち入らせ、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 公共交通手段及び住環境の整備

(公共交通手段の整備)

第28条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう必要な整備に努めなければならない。

2 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を運行するに当たり、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該車両等を利用できるよう案内標示設備の設置その他の必要な整備に努めなければならない。

(住環境の整備)

第29条 市民は、その所有する住宅について、当該住宅に居住する高齢者、障害者等が当該住宅を安全かつ円滑に使用できるよう配慮し、構造及び整備に関する必要な整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第6章 委任

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第4章及び第5章の規定は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 社会福祉法, 地域福祉計画 (抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は, 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら, 参加し, 共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民, 社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は, 相互に協力し, 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み, 社会, 経済, 文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように, 地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は, 地域福祉の推進に当たっては, 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉, 介護, 介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。), 保健医療, 住まい, 就労及び教育に関する課題, 福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み, あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し, 地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は, 地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉, 障害者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には, 同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は, 市町村地域福祉計画を策定し, 又は変更しようとするときは, あらかじめ, 地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに, その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は, 定期的に, その策定した市町村地域福祉計画について, 調査, 分析及び評価を行うよう努めるとともに, 必要があると認めるときは, 当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 第4次計画における主要取組評価一覧

基本目標1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

基本施策(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進				
主要取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2022年度
No1	こころのユニバーサルデザイン運動の推進	障がい者シンボルマーク等の認知度	45.8%	59.0%
No3	認知症周知啓発の実施	認知症サポーター数	42,316人	47,000人
No7	宇都宮市民福祉の祭典の実施	祭典の来場者数	2,500人	10,000人
基本施策(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成				
主要取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2022年度
No11	宮っ子心の教育の推進	「学習と生活についてのアンケート」(市内児童・生徒対象)における設問「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」と回答した中3生徒の割合	93.9%	95.0%
No12	体験型の出前福祉講座の充実	出前福祉共育講座の開催回数 受講者数	26回 950人	112回 4,200人
No14	障がい者の意思疎通支援の充実	各種奉仕員養成講座の受講者数	49人	86人
No17	ボランティア養成講座の充実	ボランティア養成講座数 延参加者数	4講座 121人	6講座 342人

基本目標2 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策(1) 社会参画の促進

主要取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2022年度
No18	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実	みやシニア活動センター事業参加者数	10,136人	12,150人
No22	生活困窮者等への就労支援事業の充実	生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)の就職率	55.7%	65.0%
No24	障がい者の一般就労への支援の充実	一般就労に移行した障がい者の延人数	105人	119人

基本施策(2) 多様な福祉サービスの充実

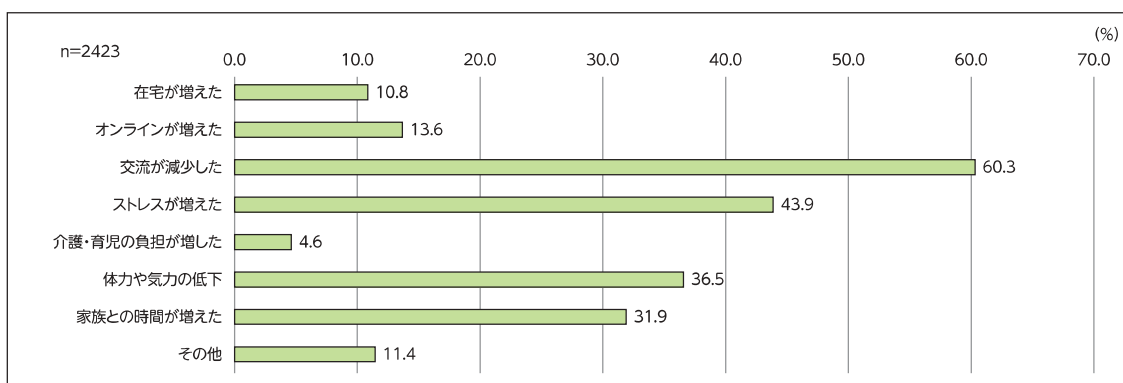
主要取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2022年度
No27	出前保健福祉講座の実施	出前保健福祉講座の実施回数	35回	100回
No30	保健と福祉のサービス提供活動の充実	保健と福祉の個別支援件数(年間)	11,435件	10,000件
No31	地域包括支援センター機能の充実	事業評価において実施状況がすべての項目において「概ねできている」以上である地域包括支援センターの数 (※平成30年度から事業評価を実施)	24センター	25センター

基本施策(2) 多様な福祉サービスの充実				
主要取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2022年度
No35	生活困窮者自立相談支援事業の充実	生活困窮者自立相談支援事業における就労支援対象者の就労・増収率	24.6%	75.0%
No46	在宅医療・介護連携の推進(地域療養支援体制の整備)	在宅療養に関する講座の参加者数(累計)	1,900人	2,450人
基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備				
主要取組名		指標	現状値	目標値
			2021年度	2022年度
No50	拠点等への居住や生活利便施設の集積促進	都市拠点・地域拠点(都市機能誘導区域と市街化調整区域の地域拠点)に誘導する生活利便施設の充足状況(充足率)	83.9%	85.4%
No51	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	公共交通カバー率(人口)	90.7%	95.0%
No53	市有施設のバリアフリーの推進	市有施設のエレベーター整備数(累計)	53施設	54施設
No55	道路のバリアフリーの推進	歩道の点字ブロック設置延長	48,145m	48,142m
No57	公園のバリアフリーの推進	公園整備(出入口, 園路, 水飲み器等の整備)数	156か所	186か所
No58	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進	ノンステップバスの導入率	61.3%	66.1%

5 市民・事業者アンケートの抜粋

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により生活の変化はありますか。

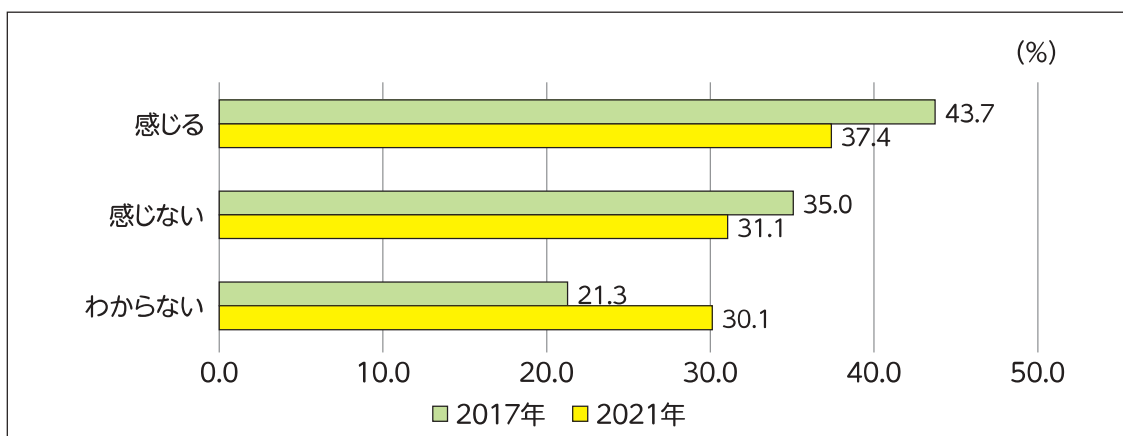
(複数回答)



新型コロナウイルス感染症の拡大により、「交流の機会が減少した」に続き、「ストレスが増えた」と回答した市民の割合が高い。

その他については、旅行や帰省ができない、買い物が気軽にできない、外食が減ったが最も多く、次いで収入が減った、仕事の減少、失職や職が変わった、気疲れなどであった。

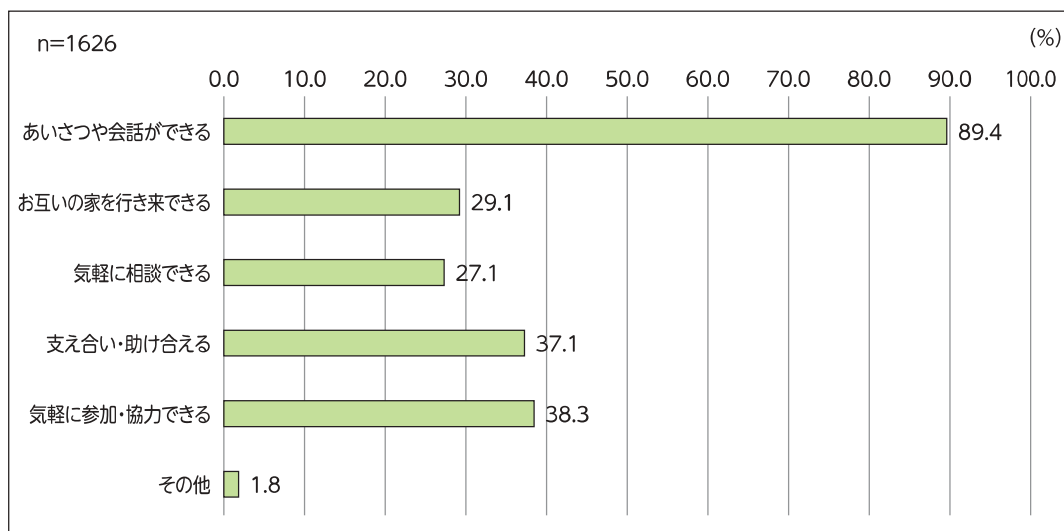
- 住んでいる地域で「絆」や「つながり」を感じていますか。



地域で「絆」や「つながり」を感じると回答した人は減少している。

(2017年:43.7%⇒2021年:37.4%)

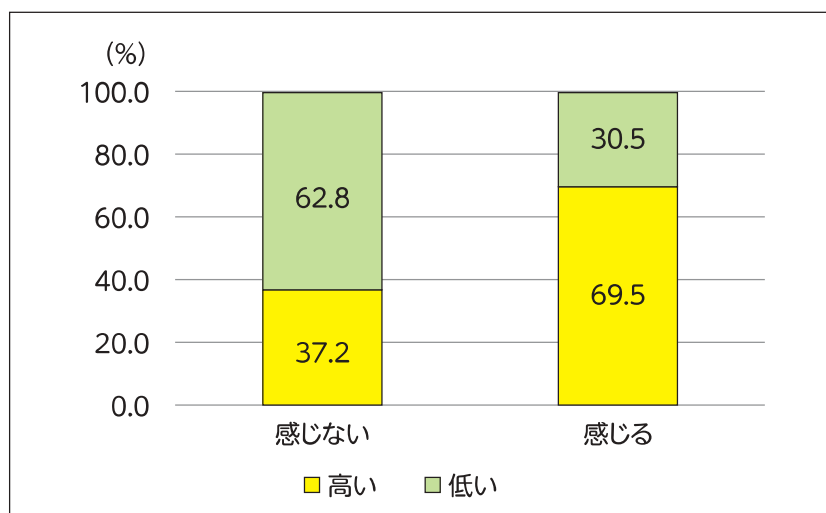
- 上記で「絆」や「つながり」を感じると回答した方のみにかかっています。それはどんな時ですか。(複数回答)



「絆」や「つながり」を感じる場面として、「あいさつや会話ができる」に続いて、「気軽に参加・協力できる」と回答した市民の割合が高い。

その他として、ボランティア活動や社協の方に良くしてもらった、登校するときに見守りをしてくれる、何かあると心配してくれるなどであった。

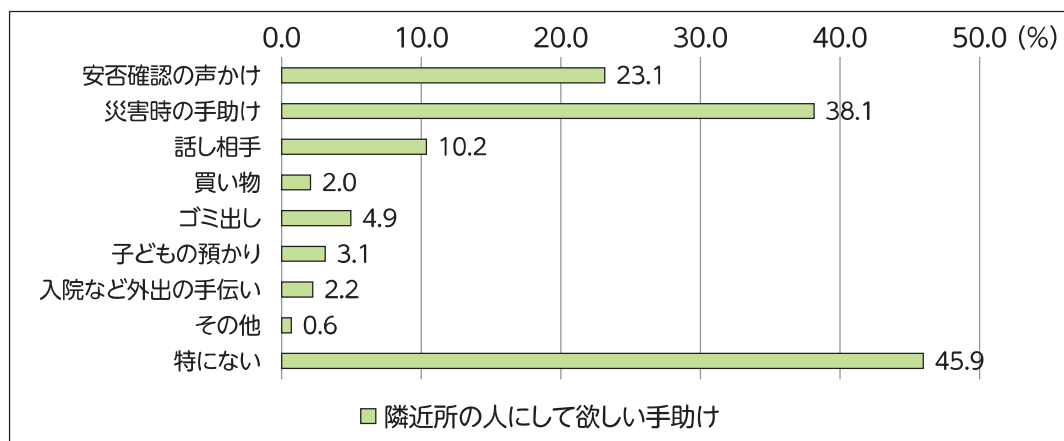
● 地域で「絆」や「つながり」を感じる人の主観的幸福感



地域で「絆」や「つながり」を感じる人の主観的幸福感は感じない人よりも高い。

● あなたは隣近所の人にどのような手助けをしてもらいたいですか。

(複数回答)

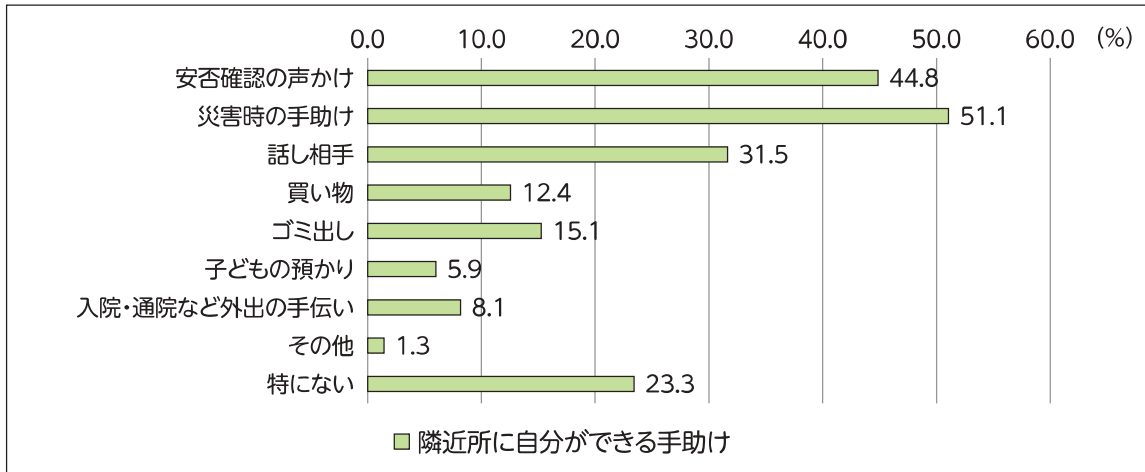


隣近所の人にして欲しい手助けは、「特にない」と回答した市民の割合が最も高く、次いで「災害時の手助け」、「見守りや安否確認の声かけ」と回答した市民の割合が高い。

その他として、災害時の情報交換、不審者の通報、あいさつなどであった。

● あなたは隣近所の人にどのような手助けをしてあげられますか。

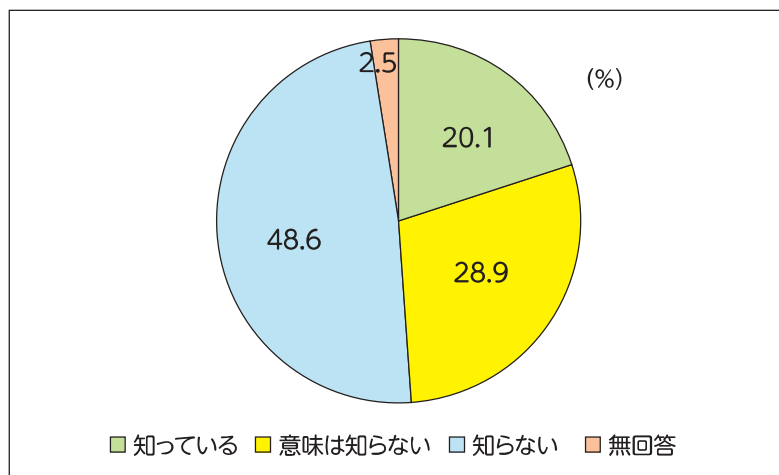
(複数回答)



隣近所の人に自分ができる手助けは、「災害時の手助け」と回答した市民の割合が最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」、「話し相手」と回答した市民の割合が高い。

その他として、災害時の情報交換、不審者の通報、あいさつなどであった。

● 昨今、「地域共生社会」の実現が求められています。「地域共生社会」をご存知ですか。



「地域共生社会」の認知度について、「知らない」と回答した市民の割合が最も高く、次いで、「名前は聞いたことがあるが意味は知らない」と回答した市民の割合が高い。

- 以下のような市民活動のいずれかに参加したいと思いますか。

社会福祉活動(福祉施設慰問, 子育て支援, 手話・点字活動など)

保健活動(食生活の改善, 健康づくり活動など)

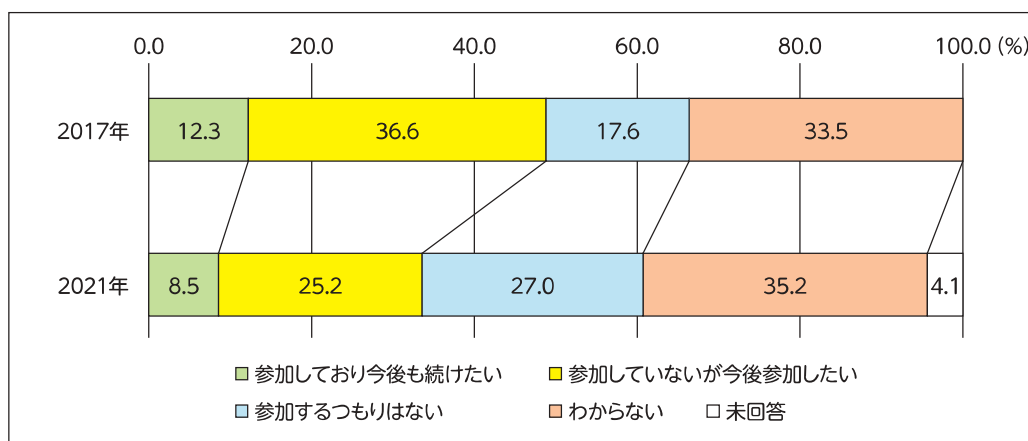
環境保全活動(自然保護, 環境美化, リサイクルなど)

防犯・防災・災害対策活動

教育・文化・スポーツ活動

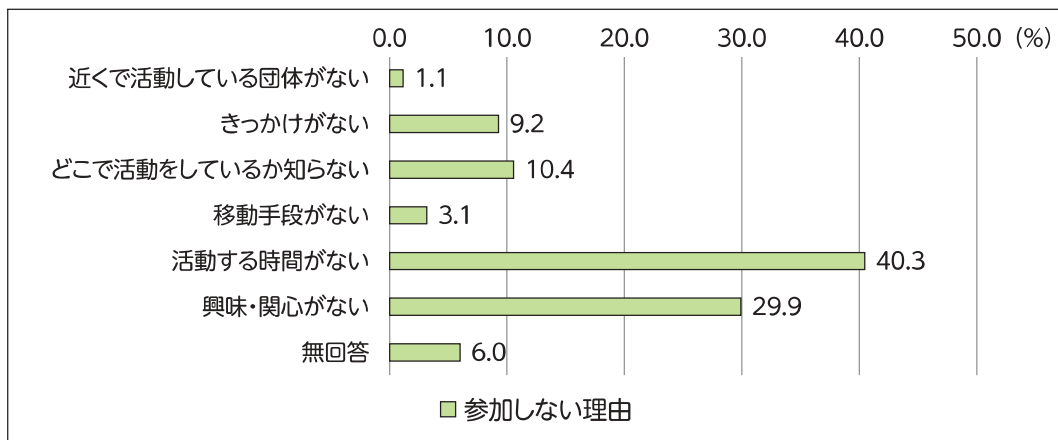
国際交流活動・協力活動

その他(消費者問題, 男女共同参画, 平和活動など)



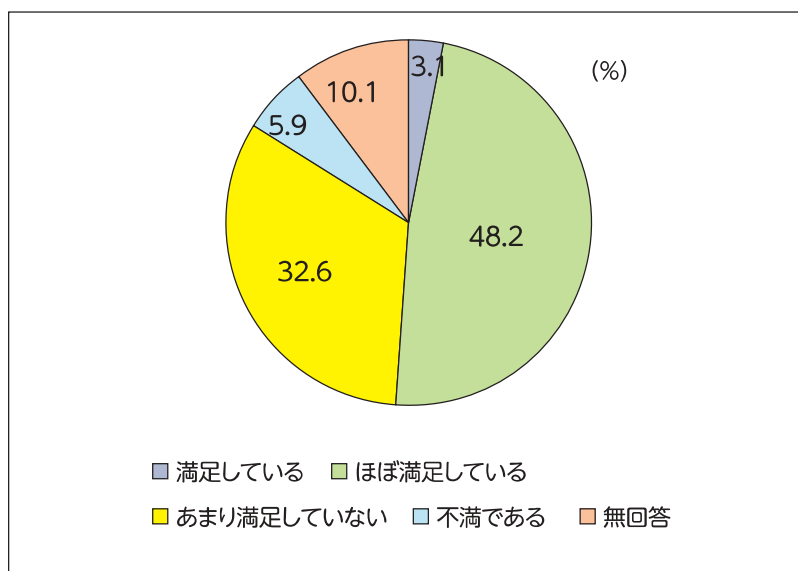
地域活動への参加について、「わからない」と回答した市民の割合が最も高く、次いで「参加するつもりはない」、「現在参加していないが今後参加したい」と回答した市民の割合が高い。

- 上記で「参加するつもりはない」と回答した方のみにかがいます。



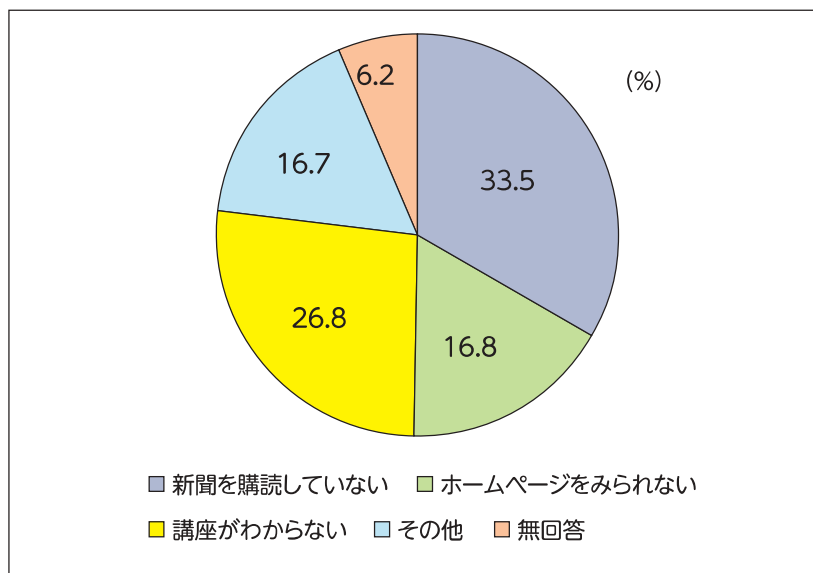
参加するつもりがないと回答した理由について、「活動する時間がない」と回答した市民の割合が最も高く、次いで「興味・関心がない」と回答した市民の割合が高い。

- 本市の保健福祉サービスに関する情報提供（各課の窓口、広報紙やホームページの掲載、出前保健福祉講座など）についての満足度をお聞かせください。



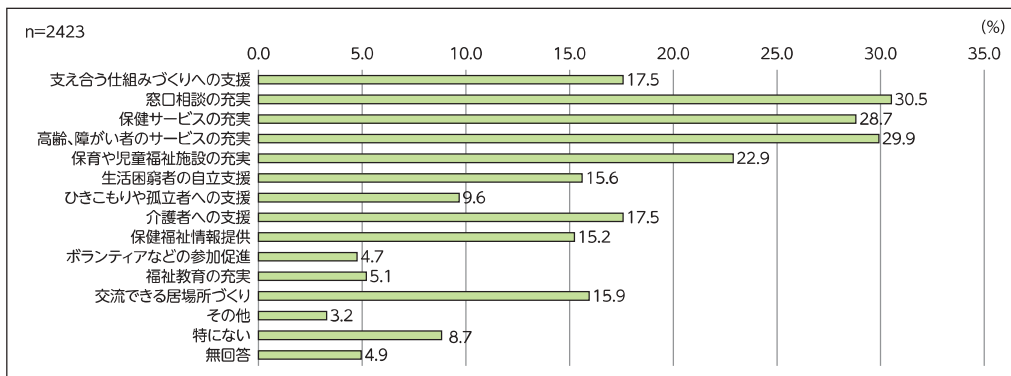
保健福祉サービスに関する情報提供に係る満足度は、「ほぼ満足している」と回答した市民の割合が最も高く、次いで「あまり満足していない」と回答した市民の割合が高い。

- 上記で「あまり満足していない」「不満である」と回答した方のみにかがいます。満足していない理由は何ですか。



満足していない理由として、「新聞を購読していないので広報紙が届かない」と回答した市民の割合が最も高く、次いで、「出前保健講座がいつ行われてるのかわからない」「パソコンを持っておらず、操作できないためホームページを見られない」と回答した市民の割合が高い。

- 今後、市が特に優先的に取り組むべき保健福祉に関する取組をお聞かせください。(3つまで)

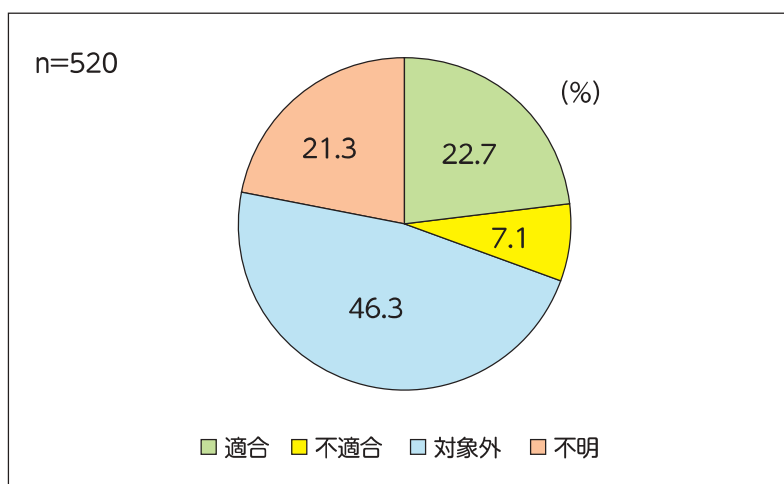


今後、市が特に優先的に取り組むべき保健福祉に関する取組については、「身近なところでの窓口相談の充実」と回答した市民の割合が最も高く、次いで、「高齢者、障がい者サービスの充実」と回答した市民の割合が高い。

その他については、妊娠・出産サービスの充実、福祉制度の狭間で制度の対象とならない人への支援などであった。

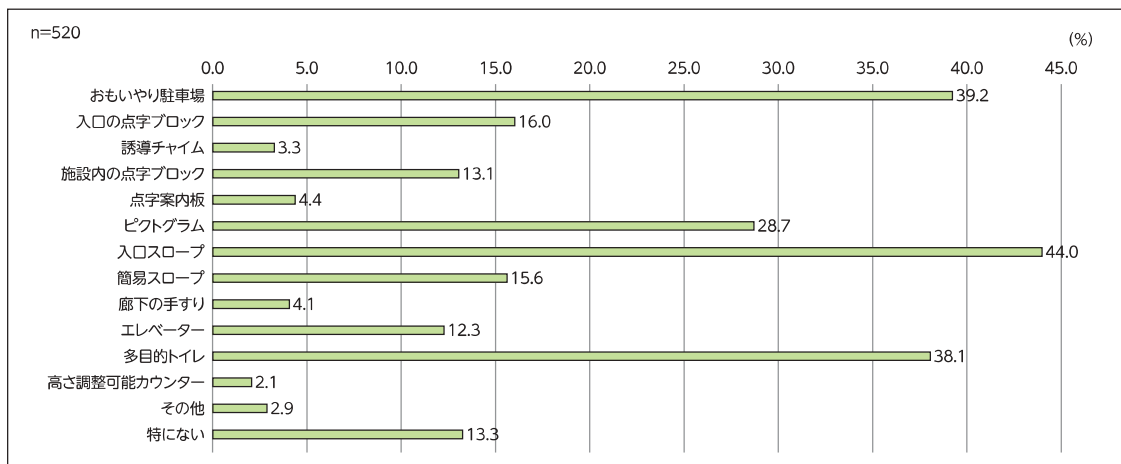
【公共的施設事業者】

- 「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の規定による整備基準への適合状況について教えてください。



「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の規定による整備基準への適合状況は、「対象外」と回答した事業者の割合が最も高く、次いで、「適合」と回答した事業者の割合が高い。

- 貴施設について、障がいの有無や年齢等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう配慮した設備はありますか。(複数回答)



障がいの有無や年齢等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう配慮した設備があるかについては、「入口スロープ(簡易スロープ除く)」と回答した事業者の割合が最も高く、次いで、「おもいやり駐車場」と回答した事業者の割合が高い。

その他については、段差がない、階段昇降機、入口の広いトイレ等であった。

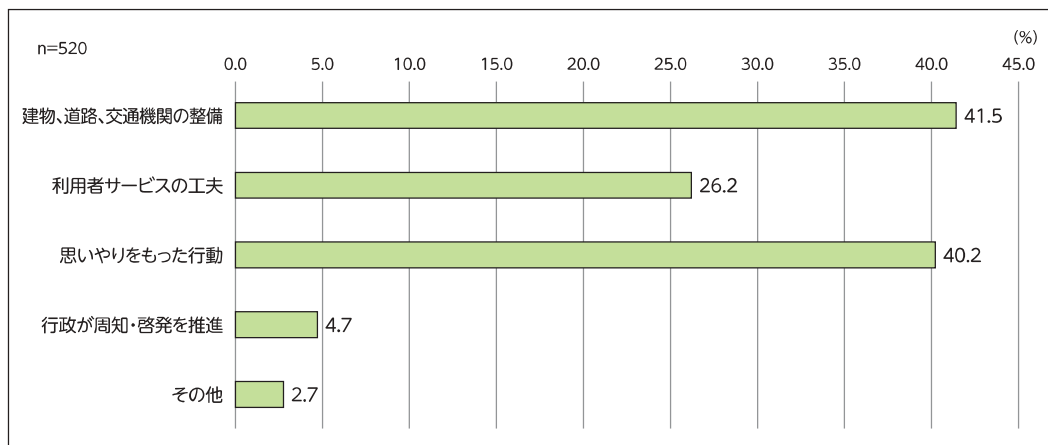
- 「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金」をご存知ですか。

知らない	67.7%
内容は知らない	20.0%
知っている	9.0%
未回答	3.3%

n=520

「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金」の認知度について、「知らない」と回答した事業者の割合が最も高く、次いで、「言葉を聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した事業所の割合が高い。

● バリアフリーの推進のために重要だと思う取組は何ですか。

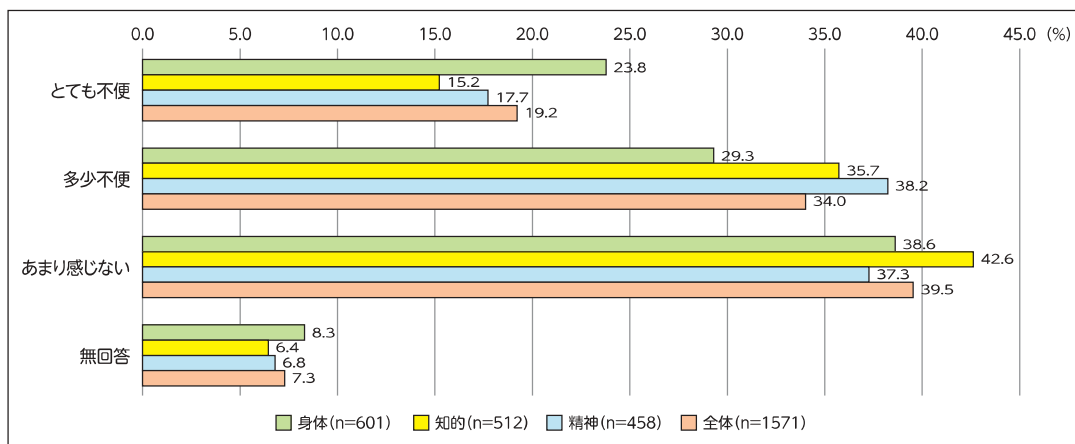


バリアフリー推進のために重要だと思う取組について、「誰もが利用しやすいように建物や道路、交通機関などを整備すること」と回答した事業者の割合が最も高く、次いで、「高齢者や障がいのある方に対し、個々に思いやりを持って行動すること」と回答した事業者の割合が高い。

その他については、障がい者の目線にそった建物・設備・サービスにすること、歩道整備などであった。

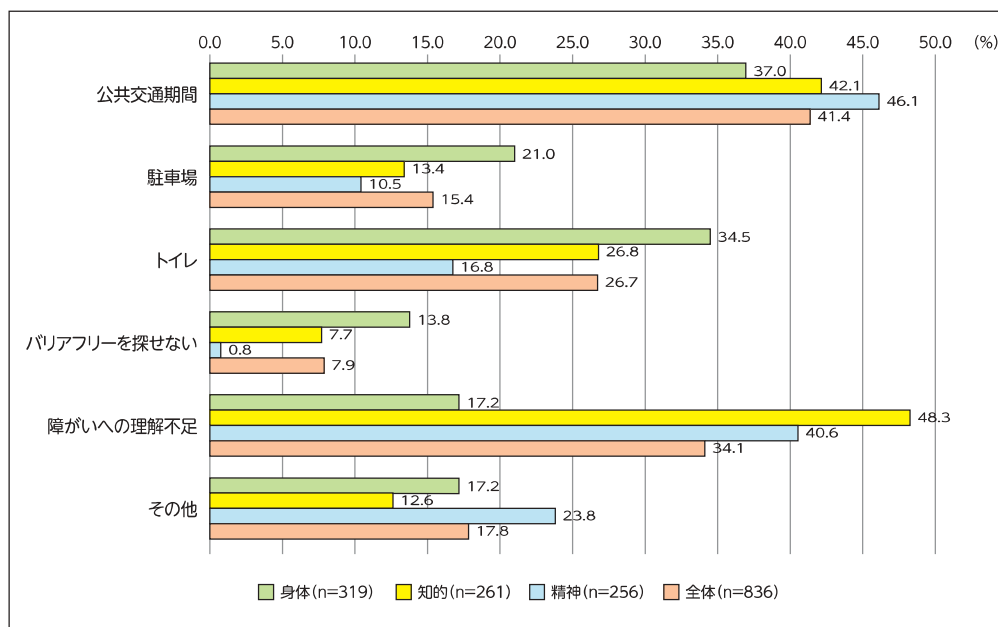
【障がいのある方】

● 外出する際にどの程度不便さを感じますか。



外出時の不便さについて、全体として、「あまり不便さを感じない」と回答した市民(障がいのある方)の割合が最も高く、次いで、「多少不便さを感じる」と回答した市民(障がいのある方)の割合が高い。

- 外出時に不便さを感じると回答した方のみお答えください。それはどんな時ですか。(複数回答)



外出時の不便さを感じる場面について、全体として、「公共交通機関を利用するとき」と回答した市民(障がいのある方)の割合が最も高く、次いで、「障がいについて周囲に理解されないとき」と回答した市民(障がいのある方)の割合が高い。

その他については、男子トイレにおむつ台がない、送り迎えが必要、障がい者だと思ってもらえないなどがあった。

6 宇都宮市社会福祉審議会からの提言

第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ
福祉のまちづくり推進計画
宇都宮市成年後見制度利用促進計画
策定に係る提言

令和5年2月17日

宇都宮市社会福祉審議会

1 提言にあたって

本審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として、市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等で構成しており、市が「第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画／宇都宮市成年後見制度利用促進計画」を策定するにあたり、令和4年7月28日の第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

本提言書は、その議論・検討の結果を踏まえ、今後の地域福祉の施策について、専門的な見地から意見を提言するものである。

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、家族や地域との「つながり」の希薄化、頻発する自然災害や感染症の拡大など、社会情勢の変化に伴い、認知症高齢者の増加や生活困窮、子どもの貧困、虐待、ひきこもりなど、様々な福祉課題が生じている。

また、国においては、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より抜粋）」である「地域共生社会」の実現など、地域福祉推進のための新たな取組が進められている。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）を契機に、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの重点化を図るなど、次世代へつなぐ「レガシー」としての取組も進められているところである。

このようなことから、すべての市民が社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、共に支え合い、安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの福祉意識の高揚はもとより、市民・事業者・行政の連携・協働による、地域住民同士が支え合い、助け合う環境の創出、誰もが安心・快適に暮らせる都市基盤、生活基盤の整備に向けた取組の推進がより一層重要となっている。

「第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画／宇都宮市成年後見制度利用促進計画」の策定にあたっては、社会状況の変化や社会福祉制度の動向等を的確に捉え、また、栃木県が策定する「第4期栃木県地域福祉支援計画」の支援を受け、庁内の関連計画や宇都宮市社会福祉協議会が策定する「第5次地域福祉活動計画」と連携を図るとともに、本審議会の提言の趣旨を十分に踏まえ、行政と地域住民や関係団体、事業者などが一丸となって福祉のまちづくりに取り組むことを期待するものである。

2 地域福祉を取り巻く環境の動向と対応すべき課題について

(1) 地域福祉を取り巻く環境の動向

計画の策定にあたっては、地域福祉を取り巻く環境や、以下の福祉に関する動向などを考慮する必要がある。

ア 国の動向

- ・ 住民の誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向けた法改正がなされるとともに、市町村全体の支援機関・地域の関係者が地域住民の困りごとを受け止め、寄り添い続ける支援体制である「重層的援体制整備事業」の創設や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組が進められている。
- ・ また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいるところである。

イ 本市の現状

- ・ 少子高齢化の進行等により、単身高齢者や認知症高齢者の増加、生活困窮や子どもの貧困、虐待、ひきこもりなど、市が抱える問題は、世代や属性ごとの制度を超え、複雑化・複合化してきている。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症による社会経済環境の変化は、市民生活や地域活動等に大きな影響を与えた一方、「新しい生活様式」を踏まえ、ICTの活用などにより施策を展開している。

(2) 市民意見の反映

計画の策定にあたっては、市民・事業者アンケートや市民意見交換会などにおける市民意見を十分に反映させる必要がある。

ア 市民・事業者アンケート結果

- ・ 地域の「絆」や「つながり」を感じる市民の割合が低い。
- ・ 市民の市民活動への参加意欲は低く、主な理由として、「活動する時間がない」、「興味関心がない」が挙げられている。
- ・ 「孤立・孤独にある者」や「ひきこもりとなる可能性がある者」が一定割合おり、支援につながっていないケースが見られる。
- ・ 障がいのある市民の外出について、「公共交通機関を利用するとき」や「障がいについて理解されないとき」に不便さを感じる市民が多い。

イ 市民意見交換会結果

- ・ 高齢者、特に、ひとり暮らし高齢者が増えていることや、コロナ禍に伴い、集まる機会やコミュニケーションが減っており、地域とのつながりや支え合いの必要性を感じる。
- ・ 昔は気軽に声を掛け合っていたが、最近は、そのようなことが少なくなり、近所の関わりが希薄化している。
- ・ 若い世代は忙しく参加が難しいことから、参加を促すためには個人のニーズに合わせた地域活動も実施することが望ましい。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を要因に地域活動に対する意欲が低下しているとともに、自治会加入率も減少している。
- ・ 自分から「助けて」と声を上げる人が少なく、地域でニーズを把握することが難しいことから、困っていることを言い出しやすい環境づくりや地域での安心感を持ってもらえる雰囲気づくりが必要である。

(3) 対応すべき課題

国の動向, 本市の現状, 市民・事業者アンケートや市民意見交換会での意見を踏まえ, 以下の課題に対応していく必要がある。

① 「地域での『絆』や『つながり』の大切さ」の理解促進, 福祉の担い手の確保・育成に向けた意識醸成

市民アンケート結果からは, 「絆」や「つながり」を感じている市民は主観的幸福感が高いことが分かっており, 「住民同士の支え合いの大切さ」の理解促進に向けた取組が必要であるとともに, 福祉の担い手を確保・育成するために, 福祉への興味関心を高める啓発活動や交流活動, 福祉教育のさらなる推進が必要である。

② 地域活動への支援, 市民参加に向けた誘導

地域福祉の推進にあたっては, 地域の主体的な活動が重要であることから, 地域福祉の担い手として活動が継続されるよう支援するとともに, 市民参加につなげるための誘導策やきっかけづくりなどに取り組む必要がある。

③ 相談支援機能の充実・強化

8050問題やダブルケア, 生活困窮, ひきこもりに加え, 不登校やヤングケアラー, 虐待など, 市民が抱える問題は複雑化, 複合化していることから, こうした問題を早期に発見し, 解消を図ることができるよう, 相談機能の充実を図るとともに, 関係機関の分野を超えた連携による支援体制を整備する必要がある。

④ 権利擁護支援の推進

本市においては, 認知症高齢者や障がいのある方の割合が増加傾向にあり, 今後も日常生活における契約等の支援を必要とする市民の増加が予想されることから, 誰もが安心して尊厳を持って生活することができるよう, 権利擁護の支援を必要とする市民が, 安心して制度を利用し, 継続的に支援を受けることができる仕組みが必要である。

⑤ **安全・快適な都市基盤・生活基盤の計画的整備**

公共的施設・公共交通機関・住環境など、地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分考慮しながら、市民が安全で快適に生活することができ、自然と交流することができる都市基盤・生活基盤の整備を計画的に推進する必要がある。

⑥ **心のバリアフリーの充実**

高齢者、障がい者、妊産婦や外国人など、誰もが安心して日常生活や社会生活を営むためには、施設整備などのハード面だけでなく、様々な心身の特性や考え方を持つ人がいることを理解し、互いに尊重し合い、支え合う「心のバリアフリー」をさらに推進する必要がある。

⑦ **情報バリアフリーの推進**

近年のデジタル化の進展に伴い、ICTを活用した新たな媒体による情報発信など、情報提供の手法の幅が広がっていることから、高齢者や障がい者、外国人などが、デジタル技術を活用しながら、必要な情報を必要な時に、多様な情報伝達手段により取得、または、発信できるよう、情報面のバリアフリーも推進する必要がある。

3 各施策に対する本審議会からの主な意見

本審議会では、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、アフターコロナなどの社会環境の変化により、地域から孤立する傾向にある不登校やひきこもり、8050問題などの複雑化・複合化した問題や、制度の狭間の問題が顕在化しつつある中、行政を含め、市民、地域、事業者・団体が、これからの5年間でどう課題を克服していくかという視点で議論を進めてきた。

主な議論を提言書として以下のとおり取りまとめた。

【基本目標1】福祉のこころをはぐくむ人づくり**基本施策(1)福祉のこころの醸成**

- ・ ハード面のバリアフリーも大切であるが、併せて、やさしさや思いやりの気持ちを育むソフト面のバリアフリーの取組が重要である。
- ・ 年代や性別、障がいの有無・種別などの特性に偏らず、様々な人との交流を促進することにより、相互理解を深めることが重要である。

基本施策(2)福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

- ・ 子どもの思いやりの心や、やさしさの心を育むために、引き続き、未就学児からの取組や教育行政との連携が必要である。
また、子どもへの福祉教育の推進は、親世代への波及効果も期待できる。
- ・ 地域の課題を「我が事」としてとらえ、地域活動への参加意欲を向上させるための取組が重要である。
特に、若い世代の参加意欲向上に向けては、意識醸成と合わせて、活動を知ってもらうための取組が必要である。

【基本目標2】共に支え合う地域づくり**基本施策(1)市民の主体的な地域活動への支援**

- ・ 地域で活動するさまざまな団体が連携・協働して福祉のまちづくりを進めていく必要がある。
- ・ 地域づくりの土台となる自治会活動や、老人会などの地域団体活動の活性化、地域コミュニティの醸成が重要である。

- ・ 地域において、孤立することのないよう、人と人とのつながりをつくり、自主的に助け・支え合う関係を築いていくためには、認知症サロンやふれあい・いきいきサロンなど、様々な立場で支援が必要な方々のニーズに応じた、誰もが安心して参加できる「居場所」づくりが特に重要である。
- ・ 地域づくりは、「支え・支えられる関係」が循環し、一部の人の役割とするものではなく、子どもから高齢者、障がい者などの属性に応じて参加でき、誰もが主体的に関わることが望まれる。
- ・ 地域づくりの推進においては、様々な団体は、多様な担い手の参画やリーダーの育成・登用等について、改めて考えていく必要があり、行政には、属性に関わらず誰もが参加していく地域づくりを一層進めていくために、団体自らが変革し、活性化していく環境づくりを進めていくことを期待する。
- ・ 地域づくりに関わる個人、団体などの活動に対して支援の充実

基本施策(2) 社会参画の促進

- ・ 地域活動への参加が、生きがいづくりや自立促進、思いやりの心の育成のきっかけとなることもあるため、様々な地域活動への参加の機会を確保すべきである。
- ・ 「交流の場」は地域社会とのつながりをつくるきっかけとなることから、ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえながら、様々な立場の人が、個人や世帯の状況に応じて気軽に参加することができるような支援が必要である。

基本施策(3) 共に支え合う地域ネットワークづくり

- ・ 高齢者, 障がい者, 子ども, 生活困窮者等の複合的な課題や, 行政の福祉サービスの対象とならない様々な福祉課題・生活課題, 自然災害に地域で対応できるよう, 地域住民や団体, 事業者の連携・協力を図る取組が必要である。
- ・ 効果的に地域福祉を推進するため, 市社会福祉協議会, 地域関係機関, 団体等がネットワークを形成するなど, 効果的に社会資源の連携・活用を図る必要がある。
- ・ 地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会等が行うコミュニティワークなどの充実に向けて支援する必要がある。

【基本目標3】 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策(1) 多様な福祉サービスの充実

- ・ 複雑化・複合化する福祉課題に対応するため, 高齢者, 子ども, 障がい者, 生活困窮, 外国人など, 世代や性別, 属性などに関わらず, 市民に身近な場所でいつでも相談を受け止める体制の整備が必要である。
- ・ さらには, 受けた相談内容に応じて, 問題の解決に向けて関係機関等が緊密に連携・協働しながら, 必要な支援を提供する包括的支援体制の整備が必要である。
- ・ ケアラーや40代, 50代のひきこもりなどの制度の狭間の問題にも対応することができる支援体制整備が重要である。
- ・ すべての妊産婦や子育て世帯, 子どもが地域で安心して生活するための相談支援の充実を図ることが必要である。
- ・ 行政や支援機関によるアウトリーチ(訪問支援)は, 自ら支援を求められない市民に寄り添うことで, 孤立化を防止する重要な取組の一つである。
- ・ 高齢者や障がい者, 生活困窮者の就業は, 市民の生きがいづくりや生活の安定につながることから, 引き続き, 就労による自立支援の充実が重要である。

基本施策(2) 権利擁護支援の充実

- ・ 認知症や知的障がい, 精神障がい等により判断能力に課題がある市民が, 住み慣れた地域で安心して日常生活を送るため, 成年後見制度はますます重要となってくることから, 利用促進に向けた広報・啓発活動の充実・強化を図る必要がある。
- ・ 成年後見制度の担い手である成年後見人等の人材確保・育成に向けた取組が必要である。
- ・ 成年後見制度の利用促進に向け, 専門的な権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」をコーディネートし, 広報や相談支援, 後見人支援等を行う中核的な機関の設置が必要である。

基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備

- ・ 高齢者や障がい者など, 誰もが自由に外出し, 社会参加できるよう, 移動しやすい移動環境の整備が必要である。
- ・ 誰もが安心して日常生活を送ることができるよう, 居住支援や生活空間の利便性の向上が必要である。
- ・ 子どもから高齢者, 障がい者, 外国人など, 世代や属性に関わらず快適に過ごすことができる都市空間は, コミュニティ活動の活性化や様々な人の交流機会の創出等につながる。
- ・ バリアフリー整備は, 引き続き, 市民ニーズや優先性を考慮した上で, 計画的に進めることが重要である。

4 計画の推進に関する意見

計画の推進にあたっては、計画に位置付けられている施策・取組が、保健・福祉・市民協働・都市形成・教育など、多分野にわたることから、行政内部の連携をより一層深め、総合的・包括的に福祉に資する事業を展開するとともに、市社会福祉協議会の策定する計画と相互連携の強化を図り、各施策・取組を推進する必要がある。

さらには、今回の計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、「誰がやるのか」ではなく、市民や地域団体、事業者、行政が連携・協働し、それぞれの立場で支え合いの社会を築くことが重要である。

特に、今後は、困難や生きづらさを抱える当事者や若い世代の参画を促し、その意見を取り入れながら、施策事業を推進することが必要である。

そのためにも、「市民」「地域」「公共」がそれぞれの役割を認識し、社会環境の変化に応じて、特性を活かしながら、主体的に取り組めるよう、それぞれに望まれる活動について分かりやすい表現や内容で示す必要がある。

また、計画の進行管理にあたっては、計上取組の中から、地域共生社会の実現に特に効果的なものについて、計画期間内における目標を設定して計画的に取り組み、その進捗状況を市民に分かりやすく示すとともに、計画の評価・検証にあたっては、施策・取組の達成状況の確認や分析・評価を的確に行うため、地域福祉の推進に関わる様々な分野の委員で構成する当審議会へも報告いただき、あらゆる視点から評価・検証を行い、実効性のある計画とする必要がある。

計画期間となるこの5年間において、特に重点を置く必要がある以下の3点に留意いただきながら、計画を推進していただきたい。

- ・ 誰もが地域の課題を「我が事」としてとらえ、主体的に地域活動に取り組むような意識醸成
- ・ 人と人、人と地域のつながりづくり
- ・ 市民が抱える複雑化・複合化した問題等への対応に向けた、市民、地域、事業者、行政の緊密な連携

最後に、すべての市民が、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を目指し、地域住民や団体、事業者等を含め、全市一丸となって福祉のまちづくりを進めることができるよう、行政には、この計画を地域共生社会の実現に向けたプランとするなど、引き続き、全力を挙げて取り組んでもらうことを期待するとともに、本審議会としても、本市の地域福祉のより一層の推進に向け、今後も連携・協力していく。



開催経過

【社会福祉審議会全体会】

回	開催日	審議内容
第1回	令和5年 2月13日	・ 令和4年度専門分科会の調査審議結果等について ほか

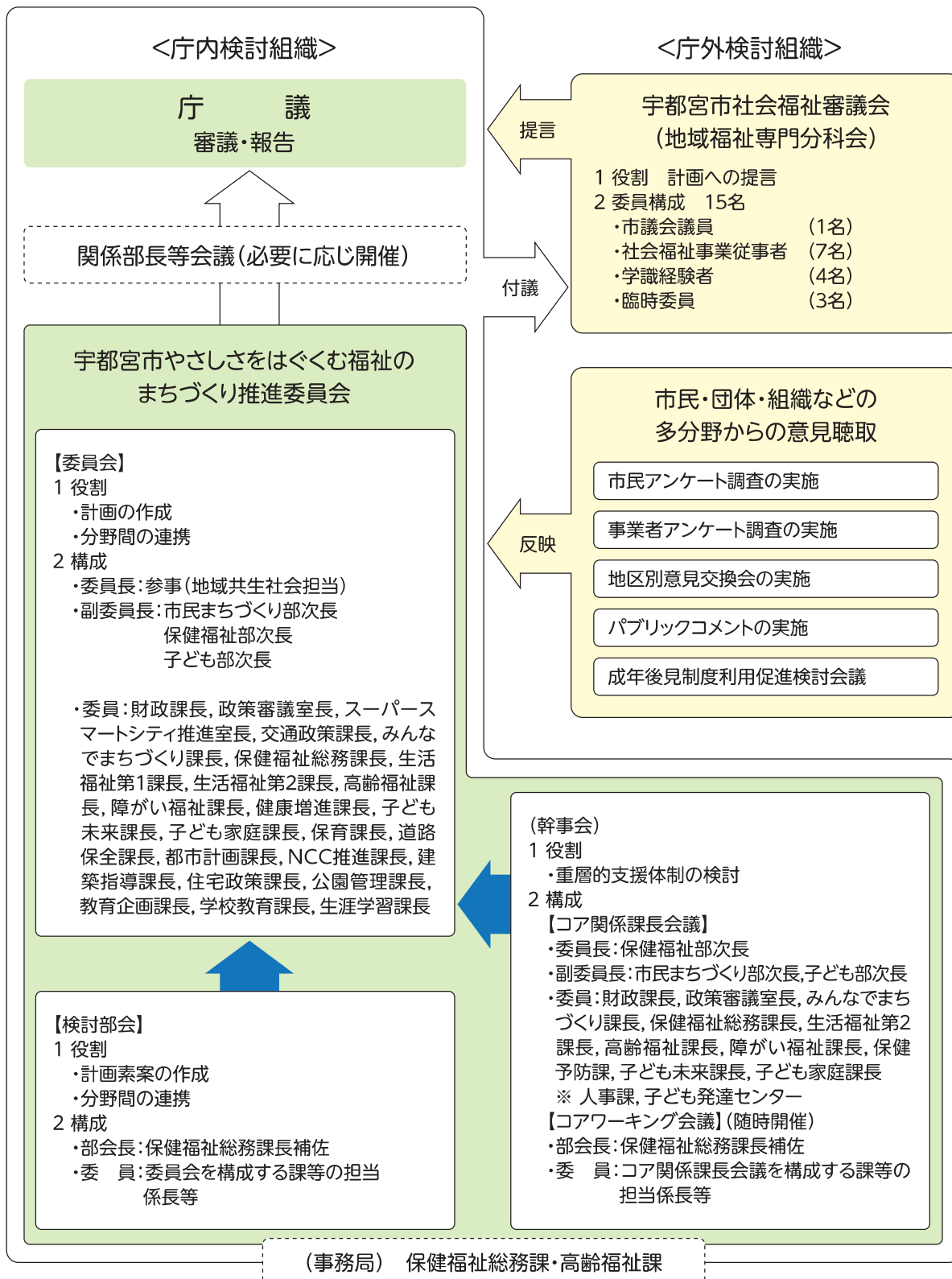
【社会福祉審議会地域福祉専門分科会】

回	開催日	審議内容
第1回	令和4年 7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(仮称)第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定について ・ 現行計画の課題の整理について ・ ブロック別意見交換会の開催について
第2回	令和4年 10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(仮称)第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」策定に向けた課題の総括について ・ 「(仮称)第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の基本的な方針について ・ 「(仮称)第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の骨子(案)について
第3回	令和5年 1月13日	・ 「(仮称)第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり計画／宇都宮市成年後見制度利用促進計画」(素案)の策定について
第4回	令和5年 2月 7日	・ 計画策定に係る提言について

【成年後見制度利用促進検討会議】

回	開催日	審議内容
第1回	令和4年 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定について ・ 成年後見制度に係る国の動向及び本市の現状について ・ 成年後見制度(中核機関設置)に係る本市の課題(たたき台)について
第2回	令和4年 9月14日	・ 成年後見制度利用促進計画に係る基本施策の方向性について
第3回	令和4年 11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用促進計画の素案について ・ 地域連携ネットワーク構築に向けたスケジュール(イメージ)

7 策定体制



宇都宮市社会福祉審議会(全体会)委員

令和4年度 宇都宮市社会福祉審議会 委員名簿								
	団体名称等	役職名	氏名	所属専門分科会				備考
				民生	障がい者	高齢者	地域福祉	
市議会議員	1 宇都宮市議会議員		岡本 源二郎		○			
	2 宇都宮市議会議員		黒子 英明			○		
	3 宇都宮市議会議員		渡辺 通子	○				
	4 宇都宮市議会議員		福田 智恵				○	
社会福祉事業従事者	5 宇都宮介護者の会	会長	三條 安子			○		
	6 宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	センター長	渡辺 弘一		○			
	7 宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会	理事	唐木 成仁			○		
	8 宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会	会長	塩澤 達俊			○		
	9 宇都宮市社会福祉協議会	会長	手塚 英和	○		○	○	
	10 宇都宮市障害者福祉会連合会	会長	麦倉 仁巳		○		○	
	11 宇都宮市知的障害者育成会	理事長	鈴木 勇二		○		○	
	12 宇都宮市民生委員児童委員協議会	会長	鈿持 幸子			○	○	職務代理者
	13 宇都宮市民生委員児童委員協議会	副会長	影山 房與		○			
	14 宇都宮市老人クラブ連合会	会長	桶田 正信			○	○	
	15 宇都宮精神保健福祉会	会長	興野 憲史		○		○	
	16 栃木県障害施設・事業協会	理事	中澤 和男		○			
	17 栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	浜野 修			○	○	
	18 栃木県老人福祉施設協議会	会長	大山 知子	○		○		
学識経験者	19 宇都宮市医師会	副会長	増山 哲茂		○			
	20 宇都宮市医師会	理事	依田 祐輔			○		
	21 宇都宮市歯科医師会	副会長	生井 俊一			○		
	22 宇都宮市歯科医師会	理事	安藤 明秀		○			
	23 宇都宮市自治会連合会	副会長	三坂 茂晴	○		○	○	
	24 宇都宮市小学校長会	会長	生田 敦	○				
	25 宇都宮市女性団体連絡協議会	会長	木村 由美子	○			○	
	26 宇都宮市青少年育成市民会議	会長	関口 浩	○				
	27 宇都宮市民生委員児童委員協議会	元会長	山口 建一	○				
	28 宇都宮人権擁護委員協議会	副副会長	上野 元子	○				
	29 宇都宮大学共同教育学部	名誉教授	池本 喜代正		○			
	30 宇都宮大学共同教育学部	教授	長谷川 万由美				○	
	31 宇都宮保護区保護司会	会長	下妻 久男	○				
	32 宇都宮ボランティア協会	会長	松本 カネ子			○	○	
	33 ㈱下野新聞社	経営管理局长	小林 裕行		○			
	34 栃木県看護協会	会長	朝野 春美			○		
	35 獨協医科大学	名誉学長	大森 健一			○		委員長
委員合計 35名				10	11	15	18	

※市議会議員は宇都宮市議会議員名簿順, 社会福祉事業従事者, 学識経験者については団体の50音順。敬称略

宇都宮市社会福祉審議会(地域福祉専門分科会)委員

【敬称略】

		団体名	役職	氏名	備考
市議会 議員	1	宇都宮市議会議員		福田 智恵	
	2	宇都宮市社会福祉協議会	会長	手塚 英和	
社会福祉事業従事者	3	宇都宮市障害者福祉会連合会	会長	麦倉 仁巳	
	4	宇都宮市知的障がい者育成会	理事長	鈴木 勇二	
	5	宇都宮市民生委員児童委員協議会	会長	釧持 幸子	
	6	宇都宮市老人クラブ連合会	会長	桶田 正信	
	7	宇都宮精神保健福祉会	会長	興野 憲史	
	8	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	浜野 修	職務代理者
学識経験者	9	宇都宮市自治会連合会	副会長	三坂 茂晴	
	10	宇都宮市女性団体連絡協議会	会長	木村 由美子	
	11	宇都宮大学教育学部	教授	長谷川 万由美	分科会長
	12	宇都宮ボランティア協会	会長	松本 カネ子	
臨時委員	13	栃木県若年者支援機構	代表理事	中野 謙作	
	14	とちぎユースサポーターズネットワーク	代表理事	岩井 俊宗	
	15	公募委員		石井 由貴	

宇都宮市成年後見制度利用促進検討会議委員

【五十音順・敬称略】

No.	氏名	所属・役職名
1	宇多 民也	宇都宮家庭裁判所 主任書記官
2	小久保 雅司	宇都宮市 保健福祉部次長
3	財川 美穂	栃木県社会福祉士会 社会福祉士
4	手塚 希	社会福祉法人同愛会 障がい者生活支援センターひかり 相談支援専門員
5	永井 雄一	栃木県司法書士会 司法書士
6	野口 悦紀	栃木県精神保健福祉士協会 権利擁護委員長
7	平手 義章	宇都宮市社会福祉協議会 常務理事 兼事務局長
8	馬目 智子	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会 地域包括支援センター 社会福祉士
9	水野 紀子	白鷗大学法学部 教授
10	村井 邦彦	宇都宮市医師会 理事
11	山下 雄大	栃木県弁護士会 副会長

8 策定経過

月日	審議会等	主な内容
【令和4年】 5月24日	第1回宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会(庁内)	・本市の目指す地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制について
6月3日	社会福祉審議会地域福祉専門分科会 公募委員選考	・公募委員(1名)決定
7月1日	宇都宮市成年後見制度利用促進検討会議設置	
7月4日	第2回宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会(庁内)	・現行計画の課題の整理について ・ブロック別意見交換会の開催について
7月20日	第3回宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会(庁内)	・重層的支援体制整備事業の実施について
7月26日	第1回宇都宮市成年後見制度利用促進検討会議	・計画の策定について ・成年後見制度に係る国の動向及び本市の現状について ・成年後見制度(中核機関設置)に係る本市の課題(たたき台)について
7月27日～ 9月14日	地域ブロック別市民意見交換会の実施	・市内5箇所です市民意見交換会を開催
7月28日	第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・計画の策定について ・現行計画の課題の整理について ・ブロック別意見交換会の開催について
9月14日	第2回宇都宮市成年後見制度利用促進検討会議	・成年後見制度利用促進計画に係る基本施策の方向性について
9月28日	計画策定に係る関係課長会議	・計画の基本的な方針について ・計画の骨子(案)について
10月20日	第4回宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会(庁内)	・計画策定に向けた課題の総括について ・計画策定に係る基本的な方針について ・計画の骨子(案)について
10月28日	第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・計画策定に向けた課題の総括について ・計画の基本的な方針について ・計画の骨子(案)について
11月16日	第3回宇都宮市成年後見制度利用促進検討会議	・成年後見制度利用促進計画の素案について ・地域連携ネットワーク構築に向けたスケジュール(イメージ)
12月16日	第5回宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会(庁内)	・計画の素案について ・計画における施策事業、指標等(案)について
【令和5年】 1月13日	第3回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・計画(素案)の策定について
1月16日～ 2月8日	パブリックコメントの実施	・計画(素案)を公表し、意見を募集
2月7日	第4回社会福祉審議会地域福祉専門分科会	・計画策定に係る提言について
2月13日	第1回社会福祉審議会全体会	・令和4年度専門分科会の調査審議結果等について
2月17日	提言書の提出	・社会福祉審議会から市長へ提言書を提出
2月21日	庁議	・計画策定